

生活衛生貸付における「東日本大震災復興特別貸付」の制度概要

第2回生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討WG

平成23年5月18日

資料8

【 拡充前 】 (3月11日の大震災～5月22日)

【 拡 充 後 】 (補正予算成立による措置5月23日～)

	災 害 貸 付	生活衛生セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)
貸付対象	①直接被害者、②間接被害者	③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評等)
貸付限度	3,000万円(上乘せ)	5,700万円(別枠)
貸付期間 (据置期間)	設備10年 運転10年(組合等) (2年)	運転8年 (3年)
貸付利率	基準利率	基準利率
	<被害証明を受けた者>	<売上減少要件等に該当>
	当初3年 (1,000万円以内) 基準利率-0.9%	当初3年 特別利率(G, N, R)
	(1,000万円超) 基準利率	4年以降 基準利率
	4年以降 基準利率	

東日本大震災復興特別貸付		
①直接被害者	②間接被害者 原発被害者も対象	③その他震災の影響を受けた者 (計画停電、風評等)
6,000万円(上乘せ)		5,700万円(別枠)
設備 20 年 運転 15 年(組合等) (5 年)	設備 15 年 運転 15 年(組合等) (3 年)	運転 8 年 (3 年)
基準利率		基準利率
<被害証明を受けた者> 当初 3 年 (3,000 万円以内)		<売上減少要件等に該当> 全期間 特別利率 (G, N, R)
① 基準利率-1.4%	② 基準利率-0.9% ※	G: 基準利率-0.2% N: 基準利率-0.3% R: 基準利率-0.5%
(3,000 万円超)		
① 基準利率-0.5%	② 基準利率 ※	
4 年以降		
① 基準利率-0.5%	② 基準利率 ※	
※ 売上減少等の要件に該当すれば、表示利率より最大 0.5% 引下げ		

※ G: 雇用の維持又は拡大

N: 売上減少

R: 雇用の維持又は拡大+売上減少

生活衛生改善貸付(衛経)の拡充(震災被害者に対する特例措置の導入)

	拡充前	拡 充 後〈被害証明を受けた場合〉
貸付限度	1,500 万円	1,500 万円+1,000 万円(別枠)
貸付利率	基準利率-0.3%	(当初3年) 基準利率-1.2% (別枠 1,000 万円以内) (4 年以降) 基準利率-0.3%

※経営改善貸付(マル経)についても同様

東日本大震災復興特別貸付のご案内

平成 23 年度第 1 次補正予算の成立を受け、生活衛生関係営業を営む皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を創設し、5 月 23 日（月）から取扱いを開始します（ご相談は事前に承ります）。

本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融資限度額や金利引き下げ措置等を大幅に拡充したものです。

「東日本大震災復興特別貸付」のポイント

1. 制度概要

既存の震災対応融資制度を大幅に拡充し、特に直接被害者及び間接被害者に対しては「別枠」を用意。

2. 主な拡充内容（詳細は「東日本大震災復興特別貸付」の概要を参照）

＜別枠の拡大＞

直接被害及び間接被害を受けた方の融資限度額（別枠）を倍増（3,000 万円→6,000 万円）

※ご利用には市町村等が発行する罹災証明書等が必要です。

＜金利の引き下げ＞

適用金利の大幅な引下げ（直接被害者は貸付後 3 年間▲0.9%→▲1.4%引下げ。間接被害者は貸付後 3 年間▲0.9%→最大▲1.4%引下げ。）

※3,000 万円の範囲内の適用となります。

「東日本大震災復興特別貸付」の概要

利用対象者	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率
・震災により直接被害を受けた方 ・原発事故に係る警戒区域等（注 1）内に事業所を有する方	6,000 万円（上乗せ）	設備資金 20 年以内（5 年以内）	基準利率より 0.5%引下げ 融資後 3 年間は、3,000 万円まで基準利率より、1.4%引下げ
間接被害を受けた方 （上記対象者の方と一定以上の取引がある方）		設備資金 15 年（3 年以内）	基準利率より最大 0.5%引下げ（注 2） 融資後 3 年間は、3,000 万円まで基準利率より最大 1.4%引下げ（注 2）
その他震災の影響により、売上等が減少している方など（風評被害等による影響を含む）	5,700 万円	運転資金 8 年以内（3 年以内）	基準利率より最大 0.5%引下げ（注 2）

（注 1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

（注 2）売上高等の減少で 0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に 0.2%引下げ

（※）審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

事業資金相談ダイヤル



0120-154-505



日本政策金融公庫
国民生活事業

<http://www.jfc.go.jp/k/>